

提言
2018

40数年前、私が中学生の時の運動部活動（以下、部活動）を思い返してみた。顧問は美術の先生。競技指導はあまりしてもらえなかつたが、みんな部活動に行くのを楽しみにしていた。美術も好きになつた。中学校卒業後も高校・大学とその種目を続けた。顧問の先生には大変感謝している。

今年3月、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。2013年のガイドラインは主に部活動における体罰が問題となつた

るべき中学校部活動の姿 スポーツ庁のガイドラインを受けて

川崎医療福祉大健康体育学科教授 米谷正造氏



よねたに・しょうぞう 1960年 神奈川県生まれ。筑波大大学院博士課程体育科学研究科単位取得満期退学。山口県立山口女子大学（現山口県立大）文学部助手などを経て、2005年から現職。専門は体育・スポーツ会学。岡山県スポーツ推進審議会会长、岡山県体育協会理事などを務める。

自由度の高い種目準備を

された部活動指導員の制度もその
のである。また、昨年4月に施行
ひとつである。以前から外部指導
者による指導はあったが、これに
よりその身分・職務・研修などに
ついて法的に明確化された。文部
科学省は21年度までに1校あたり
3人の配置を目指すとしている。

づいた効果的な練習方法の活用
である。運動だけに限らず栄養
・休養も併せた指導が必要で
ろうし、これらにより練習の効
率化も図ることができる。そし
て、倫理教育ならびに新しいコ
ーチング理論の習得と教授でも

ろん、それに関わる多くの人々にとってより一層意義あるものになると思う。これらにより、と体に余裕ができたなら、そねを自己実現や家庭などへ向けてもできる。そんな姿を生徒に見せるのも教育ではなかろうか。

生期に学校でスポーツ（文化活動）に親しむことができるのだ。しかし、社会や教育の多様化・複雑化に対応できなくなってきたため、中学校という義務教育機関においてどのようなシステムに再構築するかが問われている。今回のガイドラインは部活動の実施時間・回数も含め、その方向性を示したもの

恒久的か一時的な財源であるのかは分からぬが、学校と地域社会とのマッチングがスムーズにいけば部活動の充実と教員の業務負担軽減につながるであろう。

する一部活動における体罰問題は、
降スポーツ界は、プレイヤープラ
ーファーストやインテグリティ（誠実さ）、暴力・ハラスメントの根絶を最重要項目として取り上げてきた。日本スポーツ会（旧日本体育協会）においてもグッドコーコーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラムにのつて新たに認定され、ソーシ